

障がい者等文化芸術活動推進事業 業務委託 審査基準書

1. 審査基準の位置付け

障がい者等文化芸術活動推進事業業務の受託候補者を選考する際の審査での採点基準について記述したもの。提案された企画提案書を審査し、最も優れた提案者を選考する。

2. 候補者の決定

各項目の合計点をその提案の評価点とする。また、選定委員会の委員による審査の結果、各委員の評価点の合計点数が最も高い企画提案を行った者を受託候補者として選定する。

3. 評価基準

項目	評価項目	評価の視点	配点
企画提案書の内容	本業務内容への理解度	本業務の目的や必要性を理解しているか。	5 点
	デザインの募集方法	対象者に対しデザイン募集を行えるようになっているか。また応募数を増やす工夫がされているか。	10 点
	デザインの採用方法	審査方法（視点）と審査員が記載されているか。	10 点
	制作するグッズの決定方法	どのような視点（方法）で魅力的なグッズ化するか企画提案がなされているか。	15 点
業務遂行の確実性	業務実績	業務を円滑に遂行するための実績とノウハウを有しているか。	5 点
	業務の実施体制	実施体制は業務を円滑に進行できるものであり、宮崎市と連絡・調整が速やかに行える体制となっているか。	5 点
	業務実施スケジュール	実現可能な具体的スケジュールが提案されているか。	5 点
費用見積もり		提案内容との整合性および経費の内訳は妥当か	5 点
		合計	60 点